

札幌市放課後児童健全育成事業の届出等に関する取扱要綱

制 定 平成 30 年 1 月 19 日（子ども未来局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項に規定される放課後児童健全育成事業に関し、札幌市児童福祉法施行細則（昭和 47 年規則第 49 号。以下「細則」という。）第 43 条の 2 に規定される放課後児童健全育成事業の届出等に関する取扱事項を定めるものとする。

（事業開始の届出）

第 2 条 本市の市域において放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）は、細則第 43 条の 2 に基づき、あらかじめ、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 36 条の 32 の 2 第 1 項各号に掲げられる事項その他の必要な事項を、放課後児童健全育成事業開始届（細則様式第 19 号）とともに、次の書類（図面を含む。以下同じ。）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 職員名簿（第 1 号様式）
 - (2) 放課後児童支援員の資格証明書類の写し
 - (3) 事業者の役員名簿（第 2 号様式）
 - (4) 運営規定
 - (5) 施設の位置図（近隣小学校等の位置関係が分かるもの）
 - (6) 平面図（専用区画の面積等が確認できるもの）
 - (7) 事業者及び運営を行う者が法人である場合にあっては、その登記簿の謄本及び定款又は寄付行為の写し（権利能力のない社団である場合にあっては、その基本約款その他これに類するものの写し）
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により届け出た事業者に対し、市長は放課後児童健全育成事業届出証（第 3 号様式）を交付するものとする。

（事業変更の届出）

第 3 条 事業者は、前条第 1 項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、細則第 43 条の 2 に基づき、変更後 1 か月以内に、その旨を、放課後児童健全育成事業変更届（細則様式 20）その他の必要な書類により、市長に届け出なければならない。

ただし、札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱第 2 条に定める「民間児童育成会」は放課後児童健全育成事業及び民間児童育成会登録内容等変更届（第 5 号様式）の提出をもって代えることができる。

また、札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱第 10 条に基づく、民間児童育成会の定時登録時の変更は定時登録の届け出をもって代えることができる。

（事業廃止・休止の届出）

第 4 条 事業者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、細則第 43 条の 2 に基づき、あらかじめ、規則第 36 条の 32 の 3 各号に掲げる事項を、放

課後児童健全育成事業廃止・休止届（細則様式第 21）その他の必要な書類により、市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により届け出た事業者は、放課後児童健全育成事業届出証（第 3 号様式）を市長に返還しなければならない。

（基準の遵守及び報告）

第 5 条 事業者は、法第 34 条の 8 の 2 第 3 項に基づき、札幌市児童福祉法施行条例（平成 24 年条例第 62 号。）の基準を遵守しなければならない。

- 2 事業者は、事業所の管理下において重大な事故が生じた場合は、放課後児童健全育成事業事故報告書（第 4 号様式）により、事故のあった日のうちに市長に報告しなければならない。

（報告徴収及び立入調査等）

第 6 条 市長は、法第 34 条の 8 の 3 第 1 項に基づき、前条第 1 項の基準を維持するため、事業者に対して必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項に規定する業務を行う職員は、規則第 20 条に基づく第 13 号の 3 様式に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求されたときは、これを提示しなければならない。

- 3 市長は、法第 34 条の 8 の 3 第 3 項に基づき、事業が前条第 1 項の基準に適合しないと認めるときは、その事業者に対し、札幌市行政手続条例（平成 7 年条例第 1 号）に定める手続に従い、必要な行政指導を行うことができる。

- 4 市長は、法第 34 条の 8 の 3 第 4 項に基づき、前項による行政指導に従わない事業者に対し、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に定める手続に従い、その事業の制限又は停止を命ずるものとする。

（委任）

第 7 条 この要綱の施行に必要な事項は、子ども未来局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年 3 月 31 日以前に行われた届出及び手続等については、なお従前の例による。

（放課後児童健全育成事業を開始したときの届出等に関する要綱の廃止）

- 2 放課後児童健全育成事業を開始したときの届出等に関する要綱は、廃止する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日子ども未来局長決裁）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 18 日子ども未来局長決裁）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。